

（第二類 第四号）

第二回國會 司法委員會會議錄 第二十九号

（四四八）

昭和二十三年六月十日（木曜日）

午後一時四十五分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

委員 長 良作君

委員 昌三君

委員 信一君

委員 池谷 信一君

委員 猪俣 浩三君

委員 打出 信行君

委員 中村 又一君

委員 大島 多藏君

委員 出席政府委員

檢務長官 木内 曾益君

法務廳事務官 野木 新一君

法務廳事務官 宮下 明義君

委員外の出席者

專門調査員 村 教三君

專門調査員 小木貞一君

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法を改正する法律案（内閣提出）（第六九号）

（筆 記）

○井伊委員長 開會する。

刑事訴訟法を改正する法律案を議題とし質疑に入る。

○佐瀨委員 本案の審議予定は如何。

○井伊委員長 明日ぐらゐまでに総括的質問を終り、次いで章節に分けて質問を継続し、大体二十日ごろまでには終りたいと思ふ。

○佐瀨委員 裁判の迅速等の要請のため若干基本的人権の擁護が輕視された点があるように思ふが、この点をどう苦心したか。

○木内政府委員 裁判の迅速と基本的人権の擁護の關係は、控訴審を事後審にしたことについてであると思ふが、この点一審の手續は丁重で、しかも從來と違い、公判にはまず起訴状だけが提出され、裁判官は白紙で臨み、十分手をつくし、証拠資料などは出しつゝくせるようになってゐるから、控訴審でこれを繰返す必要はないと思ふ。従つて迅速という問題とともに、被告人の人権をも考慮してゐる。

○佐瀨委員 裁判について三審制度をどうしているのは、誤判のないようにとの意図からである。これが人権を尊重することになるのであるが、三審制度と複審の廃止とは逆行すると思ふ。一審と二審とは事実審として、殊に二審においては公判中心の妙味を發揮するのではないか。

○木内政府委員 一審が從來と異り、あらゆる面からの証拠提出ができるし、殊に警察官の聴取書がほとんど証拠力をもたない。まづた裁判官が白紙で臨み、誤判の場合が少くなるように、一審の手續が詳細に規定されてゐる。

○佐瀨委員 基本的人権を擁護する立場から見て、被疑者に対する強制処分について、原案には憲法の趣旨に抵触すると思はれる点がある。この点をどう解釈したか。

○木内政府委員 憲法第三十三條の規定は、事前に令状がでている場合は、結局令状によつて逮捕するものであると思ふ。本案における問題の規定は、

憲法の規定の中に当然容認される。また緊急逮捕については早急に令状をもちえない状況にあるわけであるから、憲法の現行犯という意味をさように狭く考えなくてもよいと考へるので、憲法違反ではないと思ふ。

○佐瀨委員 前問に關連して略式手續についてはどう考へるか。

○木内政府委員 略式命令の請求は、非常に範圍を制限しており、被告人に異議のないときに限られ、発付するについては、請求を被疑者に告げてから七日間の猶予期間を置いてゐる。被疑者が簡略な手續を要望してゐるのに、わざ／＼これを公判に廻すのは必ずしも人権擁護ではない。結論として略式手續は憲法違反ではないと考へる。

○佐瀨委員 略式命令でも、刑事裁判である限り民事的和解というような性格をもつことになるのは、刑事裁判の本質を失ふものとしてよくないと思ふが、この点実務的経験からどう觀察するか。

○木内政府委員 異議のないというところは、裁判所が略式命令を出す前提として規定されてゐるから、檢事が異議なしとしても命令を發付するのは裁判所であるから、裁判所へ不服申立ができる。また略式命令に不服があれば、公判裁判も請求できる。なおこれは被告人の利益を基本とするものであつて、民事的和解という觀念からではない。

○佐瀨委員 捜査の段階について、司法警察官の立場を檢察官の直屬にする

ことによつて、犯罪捜査の目的を達することが必要ではないか。

○木内政府委員 警察官は原則として公安委員のもとに活動し、檢察官とは獨立してゐるが、捜査を実施するに必要な仕事は國家そのものに屬してゐる。本案百九十三條に、一般的指示権や、具体的事件について捜査を補助させる指揮権があり、しかもこれに從わない警察官に対しては、公安委員会に對し罷免の訴追ができることになつてゐるから、これらの規定で強力に機能

を發揮できると考へる。

○佐瀨委員 經濟警察官に対する法案の共同審査について、決算委員会に交渉した結果の報告を願ひたい。

○井伊委員長 決算委員長と話し合ひの結果、明日の決算委員会で司法委員の委員外發言を許される手筈である。

○佐瀨委員 經濟警察官の制度は、經濟警察に關連するにかかわらず、一般の檢察官の指揮系統から外れ、本來の檢察を逸脱してゐるといふ理由から第一國會の司法委員会で審られたのであるが、実体はまづたく同一のものか、再び他の委員会に提出されてゐる。政府は本案との關連においてどう考へられたか。

○木内政府委員 相接干與した政府委員が出席してゐないから、次の機会に許されたい。

○佐瀨委員 捜査過程において、被疑者に対する弁護人の弁護権は、たとへば立合權とか、記録閲覧權において十分と思ふがどうか。

○木内政府委員 捜査は被告人の保護と公共の福祉との調和の点からも考へなければならぬ。問題の犯罪事實についても、被疑者はこれを知悉してゐるのに対し、檢察官側は捜査によつて初めて事實の端緒を知るものである。捜査の過程においても一々弁護人に通知し、立合せるといふような必要はないと思ふ。拘束中の被疑者については、弁護人は秘密裡に被疑者に接見し、一切の事實証拠を聴取することもできるものであるから、弁護權に欠ける

○木内政府委員 捜査は被告人の保護と公共の福祉との調和の点からも考へなければならぬ。問題の犯罪事實についても、被疑者はこれを知悉してゐるのに対し、檢察官側は捜査によつて初めて事實の端緒を知るものである。捜査の過程においても一々弁護人に通知し、立合せるといふような必要はないと思ふ。拘束中の被疑者については、弁護人は秘密裡に被疑者に接見し、一切の事實証拠を聴取することもできるものであるから、弁護權に欠ける

○佐瀨委員 立体的眞実発見主義は捜査の段階においても必要である。弁護人のためにこれを確立する必要がある。

○木内政府委員 本案においては當事者訴訟主義は公判中心であつて、その前提となる捜査の段階にまで擴充することは、前述の理由で必要ないと思ふ。

○佐瀨委員 起訴陪審についてどう觀察したか、立案経緯を聴きたい。

○木内政府委員 この点については特に考慮せず、ただ人権保障についての檢察官、警察官が誤解を受ける虞れがあるというので、起訴陪審類似の形をとつたが、起訴を執行するのは檢察官に專屬する趣旨を以てゐる。

○佐瀨委員 第三章第一節の公判準備の條文は、大体公判手續のための形式的準備のようであるが、訴訟を迅速に貫徹するために公判準備を、計画的複雑なものについては実質的、内容的

復雜なものについては実質的、内容的

に事件を整備する必要があると思いがどうか。

○野木政府委員 本案においては起訴状一本主義の建前その他から、現行法のように公判前に実体的な事項を調査することは考えられない。ただ二百九十七條の規定があるので、運用であらうか。

○佐瀬委員 全体的に必要とは思わぬが、経済事犯や、背任や、横領などでは纏まりがつかないと思う。証拠調は事実を前提とするのであるから、論点が出なければならぬ。証拠の問題は起らない。ただいまの二百九十七條の精神解釈は、事実関係を証拠準備によつて認定し得るのか。

○野木政府委員 二百九十七條は文字通りの解釈で、事実関係をまで深入りするのには予想しない。

○佐瀬委員 事実が一應構想されなければ出てこない。

○野木政府委員 起訴の法式は、従前より明確であると思う。二百五十六條で告訴事實は訴因の明示を規定している。しかも訴因を明示するには、日時、場所及び方法をもつて罪となるべき事實を特定しなければならぬので、ここに起訴状の変更という觀念が生まれてくる。このように訴因の変更を認めている事情を見れば、この問題は現在より明確になると考える。

○佐瀬委員 起訴状の積極的犯罪事実に関する証拠ではなく、これを積極的に別個の事実で否認することに關する証拠は、防禦側から見ても重要な意義を持つ。従つて二百九十七條は、これを念めて解釈しなければならぬと考える。第二節の事実の認定は証拠による

という規定の事實は、廣くしてはならないと思ふがどうか。

○野木政府委員 現行法と同様犯罪構成事實を積極、消極に立証する事實を含むを考へる。

○佐瀬委員 自由の点について、いわゆる共犯者の自由を訴訟法上どう取扱うか。

○木内政府委員 例をもつて説明すれば、選挙違反の場合等であるが、一人が自由しても他の一人がこれを否認すれば、全部について証拠がないと考える。

○佐瀬委員 この場合実体法上の共犯觀念について必要の共犯、概括的共犯を分けて考へる必要はないか。

○木内政府委員 双方とも同様と考へる。

○佐瀬委員 以上で概括的質問を終り他は逐條審議に譲る。

○猪俣委員 新潟縣下における人権蹂躪問題として、公務執行妨害で留置されている六名が、取調べが終つて居るにかかわらず、依然留置されたまま家族や弁護人に対しても面会が禁止されている。このような事態は今後どうなるか。

○野木政府委員 新法案では、第一に弁護人については第三十九條により、起訴後拘留中の者は弁護人と秘密裡に接見できる。家族等とは、第八十條によつて法令の範囲内で面会できる。しかし第八十一條で罪証隠滅を疑うに足る相当な理由がある時については、家族等との接見を禁ずる規定がある。

○猪俣委員 証人に対する補充取問の最中、検察官が弁護人は誘導取問をやつて居るから禁止してもらいたいと裁判官に請求されたという事例がある。

本案ではこのような権限が検察官に與えられて居るか。

○野木政府委員 英米法的に言へば「イニク」か「ノー」かの形の質問が誘導的問と言われるが、誘導的問の可否について本案では原則的に確立されていない。これはやがて判例的に確立されるものと予想される。ただ本案について触れているのは、三百九十五條の規定で、その他相当でない時はとあつて、はなはだしい誘導的問は裁判長の訴訟指揮権で制限できることがあると思ふ。またさらに三百九條においてはなほだしい誘導的問には、異議の申立ができるものと考へられる。

○佐瀬委員 経済警察官の取扱い事犯は、経済警察と密接な關係があるので、いかに考慮したか。

○宮下政府委員 立案の当初においては、経済警察に關する取締りは査察官一本の考へ方であつたが、その後重大な事件については査察官が行うが、一般の警察官も行うのであることに警察法に規定された。現在は査察官の権限については、査察官の事犯調査は犯罪捜査ではなく、それ以前の調査の段階、すなわち検察官に告発するかどうかの資料を集めるだけである。たとえば税関官吏が違反について調査して進告する段階と類似の考へ方であつて、検察官の一般的指示権を被せなくても調査せられる。

○佐瀬委員 査察官の強制処分的行為は、勅令として指定されるものか。また査察官が同時に司法警察官の職務を行うことができるか。

○宮下政府委員 本案に引續いて提出を予定されている司法警察職員指定法では、査察官を司法警察職員としてい

ない。刑事訴訟法上の司法警察職員ではなく、現在は査察員法に基づき犯罪捜査前段階の調査の権限をもつ。税関制処分権を使い得るのであつて、この点査察官も令状により、もとより自ら執行しないが、警察官を同行して逮捕までできる。この点については犯罪捜査でない段階でも、ある程度の行政権は行使できると考へる。

○井伊委員 散会する。

午後三時三十分散会